

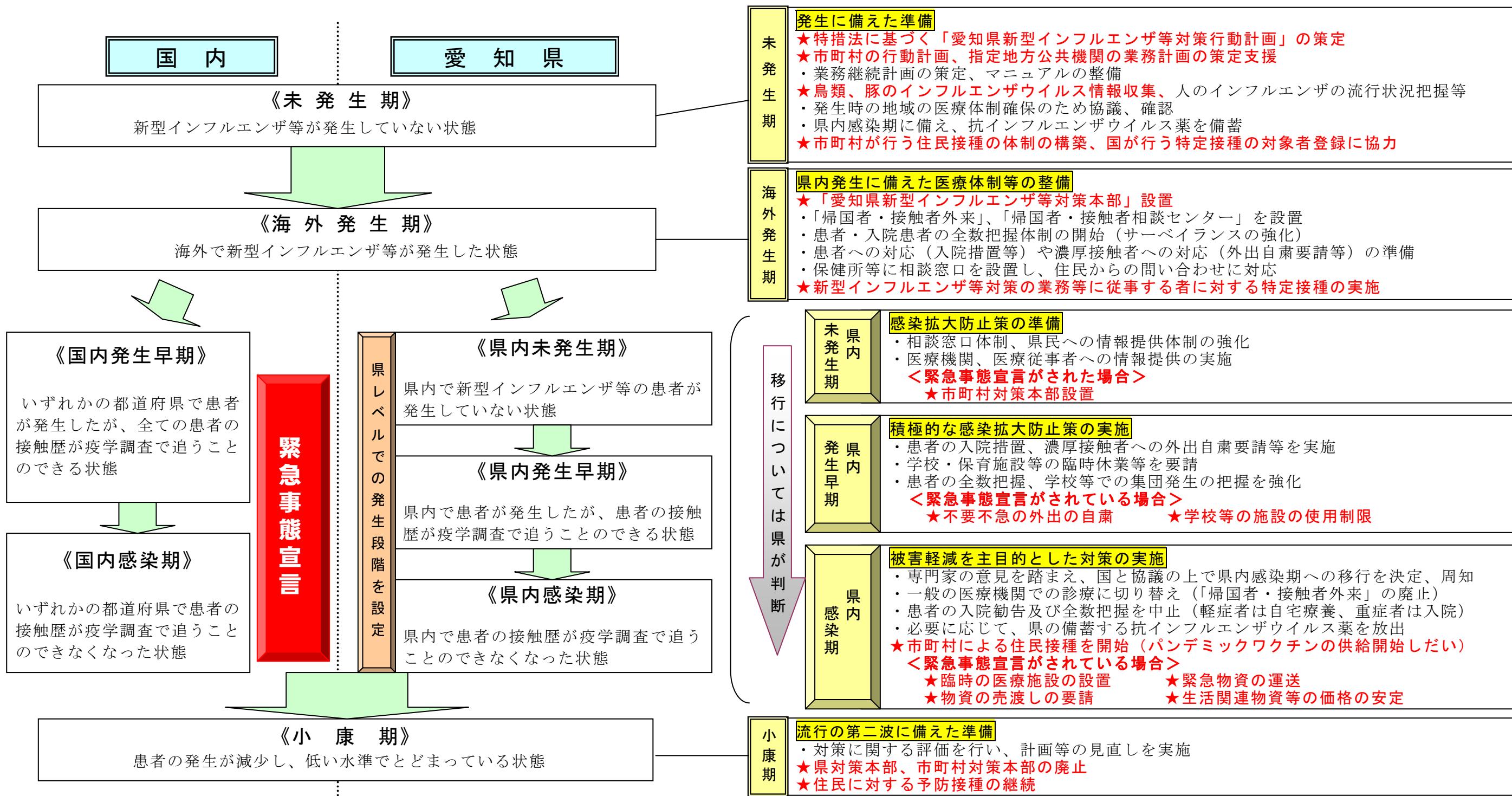
「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

<ポイント>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく初の計画であること。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている場合に、不要不急の外出自粛等知事が行う要請等の根拠が特措法で規定されたこと。
- ・指定地方公共機関の役割、基本的人権の尊重、対策実施の記録の作成・保管等について、新たに規定したこと。
- ・対象に新感染症を加えたこと。
- ・県レベルでの発生段階を定め、その移行について、県が判断することで、地域での医療提供や感染拡大防止策等に柔軟に対応すること。
- ・特措法で新たに定められた、物資の運送の要請等の県民生活及び経済の安定の確保のための対策を規定したこと。

発 生 段 階

主 な 対 策



注：★印のついた対策は、新たに追加された事項